

令和4年4月1日

## 「次世代育成支援対策推進法に基づく JAあがつま一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう次のとおり行動計画を策定し実行する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 内 容

目標1 育休対象者への休暇取得促進を行うとともに、育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項の周知を行う。

<対策>

- 令和4年4月～ 対象者に制度についての説明を徹底する。また、法改正等の機会に制度に関するパンフレット等を全職員に配布する。

目標2 地域の学校と連携し職場見学・体験の受入や合同で行事を開催するなど地域の子どもたちとふれあう機会をつくる。

<対策>

- 令和4年4月～ 1支店1協同運動の取組みの中で地域の学校・幼稚園等と連携した行事を行う。

目標3 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均10日以上とする。

<対策>

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握  
有給消化の義務化についての理解と制度の周知
- 令和4年9月～ 取得日数が少ない部署・職員に対しての取得促進